

# 岐阜県公報

第三千三十一号  
平成三十一年三月十五日

(金曜日)

## 目次

### 告示

- 有害興行の指定 (私学振興・青少年課) 一四二<sup>ページ</sup>
- 主要農産物の奨励品種に関する告示の一部改正 (農産園芸課) 一四一
- 水源地域の指定 (治山課) 一四二
- 水源地域の指定の解除 (同) 一四二
- 保安林に指定する予定 (可茂農林事務所) 一四二

### 選挙管理委員会告示

- 選挙権を有する者の総数の五十分の一の数及び三分の一の数 (選挙管理委員会) 一四三
- 個人演説会等を開催することができる施設の指定 (同) 一四四

### 公示

- 大規模小売店舗の変更の届出に関する件 (商業・金融課) 一四四
- 落札者等に関する公示 (健康福祉政策課) 一四五
- 県営土地改良事業の換地処分 (農地整備課) 一四五
- 公共測量の終了 (用地課) 一四六
- 落札者等に関する公示 (中濃農事務所) 一四六
- 土地改良区の定款の変更認可 (揖斐農林事務所) 一四七
- 落札者等に関する公示 (会計課) 一四七

### 正誤

- 建築基準法に基づく道路の位置指定中訂正 (建築指導課) 一四七

## 告示

岐阜県告示第百三十号

岐阜県青少年健全育成条例(昭和三十五年岐阜県条例第三十七号)第十条第一項の規定により次のものを有害興行として指定した。

平成三十一年三月十五日

岐阜県知事 古田 肇

### 1 指定興行

種別	題名	等	配給会社名	等
映画	熱れどき妻 欲しがる下半身	新	新日本映	像
	絶倫未亡人 巨乳揺らして	新	東宝映	画
	密通の宿 悦びに濡れた町	オ	ーピー映	画
	快感ヒロイン ぶるるん捜査線	オ	ーピー映	画

### 2 指定年月日

平成31年3月15日

### 3 指定理由

著しく性的感情を刺激し、又は著しく残忍性を助長するため、青少年の健全な育成を阻害するおそれがあるものと認められる。

岐阜県告示第百三十一号

主要農産物の奨励品種に関する告示(平成三十年岐阜県告示第百一十一号)の一部を

次のように改正し、平成三十一年四月一日から適用する。

平成三十一年三月十五日

岐阜県知事 古田 肇

一の表平坦地帯の部うるちの項中「及びつや姫」を「つや姫、あきさかり及びほしじるし」に改める。

岐阜県告示第百三十二号

岐阜県水源地域保全条例（平成二十五年岐阜県条例第二十四号）第十三条第一項の規定により、次のとおり水源地域を指定するので、同条第六項の規定により告示する。

平成三十一年三月十五日

岐阜県知事 古田 肇

市町村名	指定の区域	縦覧場所
郡上市	水源地域区域図に示すとおり	岐阜県林政部治山課、岐阜県郡上農林事務所及び郡上市農林水産部林務課
高山市	水源地域区域図に示すとおり	岐阜県林政部治山課、岐阜県飛騨農林事務所及び高山市農政部林務課

（「水源地域区域図」は、省略し、その図面を縦覧場所に備え置いて縦覧に供する。）

岐阜県告示第百三十三号

次のとおり水源地域の指定の解除をするので、岐阜県水源地域保全条例（平成二十五年岐阜県条例第二十四号）第十三条第八項において準用する同条第六項の規定により告示する。

平成三十一年三月十五日

岐阜県知事 古田 肇

市町村名	指定の区域	縦覧場所
郡上市	水源地域区域図に示すとおり	岐阜県林政部治山課、岐阜県郡上農林事務所及び郡上市農林水産部林務課

（「水源地域区域図」は、省略し、その図面を縦覧場所に備え置いて縦覧に供する。）

岐阜県告示第百三十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条の二第二項の規定により、次の森林を保安林に指定する予定であるので、同法第三十条の二第一項の規定により告示する。

平成三十一年三月十五日

岐阜県知事 古田 肇

- 一 保安林予定森林の所在場所  
加茂郡白川町河岐字前山一一四九、一一五〇の一
- 二 指定の目的  
落石の危険の防止
- 三 指定施業要件
  - (一) 立木の伐採の方法
    - 1 主伐は、択伐による。
    - 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。
- (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県可茂農林事務所及び白川町役場に備え置いて縦覧に供する。)

選挙管理委員会告示

岐阜県選挙管理委員会告示第二号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七十四条第一項及び第七十五条第一項の規定による選挙権を有する者の総数の五十分の一の数並びに同法第七十六条第一項、第八十条第一項、第八十一条第一項及び第八十六条第一項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第六十二号）第八条第一項の規定による選挙権を有する者の総数の三分の一の数（その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあつてはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあつてはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）は、次のとおりである。

平成三十一年三月十五日

岐阜県選挙管理委員会

委員長 大 松 利 幸

1 平成31年3月1日現在において選挙人名簿に登録されている者の総数

1,680,397人

2 総数の50分の1の数

33,608人

3 総数の3分の1の数（その総数が40万を超え80万以下の場合にあつてはその40万を超える数に6分の一を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあつてはその80万を超える数に8分の一を乗じて得た数と40万に6分の一を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数）

310,050人

4 岐阜県議会議員の各選挙区別の総数及び3分の1の数

選挙区名	総数(人)	3分の1の数(人)
岐阜市	338,907	112,969

大垣市	147,470	49,157
高山市	75,209	25,070
多治見市	93,297	31,099
関市	73,071	24,357
中津川市	65,455	21,819
濃濃市	17,551	5,851
瑞浪市	31,415	10,472
羽島市	55,770	18,590
恵那市	42,381	14,127
美濃加茂市	42,442	14,148
土岐市	48,586	16,196
各務原市	121,297	40,433
可児市	94,962	31,654
山県市	23,023	7,675
瑞穂市	42,438	14,146
飛騨市	20,842	6,948
本巣市	42,943	14,315
郡上市	35,372	11,791
下呂市	27,733	9,245
海津市	29,422	9,808
羽島市	38,992	12,998

藤	枝	郡	24,484	8,162
木	坂	郡	28,484	9,495
坂	八	郡	19,998	6,666
津	嶺	郡	56,941	18,981
加	茂	郡	41,912	13,971

岐阜県選挙管理委員会告示第四号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第六十一条第一項第三号の規定による個人演説会、政党演説会及び政党等演説会を開催することができる施設の指定について、次のとおり報告があったのでその旨告示する。

平成三十一年三月十五日

岐阜県選挙管理委員会

委員長 大 松 利 幸

指定した施設

市町村名	施設の名 称	所 在 地	収容人員
岐阜市	老ふ清流文化プラザ 長良川ホール	岐阜市学園町3丁目42番地	484人

公 示

大規模小売店舗の新設の届出に関する件

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第五条第一項の規定により大規模小売店舗の新設の届出があったので、同条第三項の規定により次のとおり公示する。

なお、その届出書等は、平成三十一年三月十五日から四月間岐阜県商工労働部商業・

金融課において縦覧に供する。  
また、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公示の日から四月以内に岐阜県に対し意見書を提出することができる。

平成三十一年三月十五日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 届出年月日  
平成三十一年三月五日
- 二 届出者の氏名又は名称  
株式会社クスリのアオキ
- 三 建物の名称及び所在地  
クスリのアオキ上川手店  
岐阜市上川手五六六 外
- 四 大規模小売店舗の新設日  
平成三十一年十一月六日
- 五 大規模小売店舗の概要

届出事項	概要		
	氏名又は名称	株式会社クスリのアオキ	
小売業を 行う者	代表者の氏名	代表取締役 青木 宏憲	
	住所	石川県白山市松本町二五二番地	
店舗面積の合計	その他小売業を行う者		
		一、四六〇平方メートル	
施設の配置に関する	駐車場	位置	縦覧による
		収容台数	六〇台
	駐輪場	位置	縦覧による
	収容台数	二五台	

事項	荷さばき施設	位置	縦覧による
	面積	七八平方メートル	
管施設	位置	縦覧による	
	容量	一〇・八立方メートル	
小売業を行う者の開店時刻	位置	縦覧による	
	容量	一〇・八立方メートル	
小売業を行う者の開店時刻	位置	縦覧による	
	容量	一〇・八立方メートル	
小売業を行う者の開店時刻	位置	縦覧による	
	容量	一〇・八立方メートル	
来客が駐車場を利用することができる時間帯	位置	縦覧による	
	容量	一〇・八立方メートル	
施設の運営方法に関する事項	位置	縦覧による	
	容量	一〇・八立方メートル	

落札者等に関する公示

岐阜県の物品等又は特定職務の調達手続の特例を定める規則（平成七年岐阜県規則第百二十号）第十一条の規定により、次のとおり落札者等について公示する。

平成三十一年三月十五日

岐阜県知事 古田 肇

- 購入物品及び数量 岐阜県健康科学センターで使用する電気  
(予定数量) 2,535,000kWh
- 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 入札公告を行った日 平成30年12月5日
- 落札者を決定した日 平成31年1月18日
- 落札者の住所及び氏名 福岡県福岡市中央区薬院1 14 5MG薬院ビル  
株式会社ホーワ
- 落札金額 35,620,499円

代表取締役 時津 孝康

7 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

- (1) 部局の名称 岐阜県庁建設部建設課建設課
- (2) 所在地 岐阜県庁建設部建設課建設課

県営土地改良事業の換地処分

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第八十九条の二第九項の規定により、県営土地改良事業瑞浪中部地区平山工区の換地処分を平成三十一年三月七日にしたので、同法第八十九条の二第十項において準用する同法第五十四条第四項の規定により公示する。

平成三十一年三月十五日

岐阜県知事 古田 肇

県営土地改良事業の換地処分

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第八十九条の二第九項の規定により、県営土地改良事業下呂東南部地区福来工区の換地処分を平成三十一年三月五日にしたので、同法第八十九条の二第十項において準用する同法第五十四条第四項の規定により公示する。

平成三十一年三月十五日

岐阜県知事 古田 肇

県営土地改良事業の換地処分

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第八十九条の二第九項の規定により、県営土地改良事業下呂東南部地区中津原工区の換地処分を平成三十一年三月五日にしたので、同法第八十九条の二第十項において準用する同法第五十四条第四項の規定により公示する。

平成三十一年三月十五日

岐阜県知事 古田 肇

公共測量の終了

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により岐阜地方務局長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があったので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成三十一年三月十五日

岐阜県知事 古 田 肇

一 作業機関

岐阜地方務局

二 作業種類

公共測量（地図作成）

三 作業期間

平成三十年九月十四日から  
平成三十一年二月二十八日まで

四 作業地域

美濃加茂市

公共測量の終了

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により岐阜地方務局長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があったので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成三十一年三月十五日

岐阜県知事 古 田 肇

一 作業機関

岐阜地方務局

二 作業種類

公共測量（地図作成）

三 作業期間

平成三十年九月五日から

平成三十一年二月二十八日まで

四 作業地域

大野郡白川村

公共測量の終了

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により国土交通省中部地方整備局高山国道事務所長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があったので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成三十一年三月十五日

岐阜県知事 古 田 肇

一 作業機関

国土交通省中部地方整備局高山国道事務所

二 作業種類

公共測量（地形図作成）

三 作業期間

平成三十年七月十七日から  
平成三十一年二月二十八日まで

四 作業地域

高山市

落札者等に関する公示

岐阜県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成七年岐阜県規則第百二十号）第十一条の規定により、次のとおり落札者等について公示する。

平成三十一年三月十五日

岐阜県知事 古 田 肇

1 購入物品及び数量 岐阜県可茂総合庁舎、岐阜県中瀬総合庁舎、岐阜県郡上総合庁舎

舎等で使用する電気(予定数量) 1,370,400kWh

- 2 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 3 入札公告を行った日 平成31年1月9日
- 4 落札者を決定した日 平成31年2月21日
- 5 落札者の住所及び氏名 大阪府大阪市北区中之島3丁目6番16号  
関西電力株式会社  
代表取締役 岩根 茂樹
- 6 落札金額 24,686,769円
- 7 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
(1) 部局の名称 岐阜県中濃県事務所振興防災課管理調整係  
(2) 所在地 美濃市生穂1612番地2

土地改良区の定款の改定

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第三十条第二項の規定により、次の土地改良区の定款の変更を認可したので、同条第三項の規定により公示する。

平成三十一年三月十五日

岐阜県知事 古田 善

土地改良区名	解散認可年月日
西濃用水土地改良区連合	平成三十一・三・八

落札者等に関する公示

岐阜県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則(平成七年岐阜県規則第百二十号)第十一条の規定により、次のとおり落札者等について公示する。

平成三十一年三月十五日

岐阜県知事 古田 善

- 1 調達物品の名称及び数量 岐阜県警察本部庁舎で使用する電気 予定数量 2,665,000

kWh

- 2 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 3 入札公告を行った日 平成30年12月14日
- 4 落札者を決定した日 平成31年1月25日
- 5 落札者の住所及び氏名 大阪府大阪市北区中之島3丁目6番16号  
関西電力株式会社  
代表取締役 岩根 茂樹
- 6 落札金額 48,839,036円
- 7 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
(1) 部局の名称 岐阜県警察本部総務室会計課契約係  
(2) 所在地 岐阜市致田南二丁目1番1号

正誤

(原稿誤り)

平成三十一年二月十九日第三十二号 建築基準法に基づく道路の位置指定(岐阜県告示第七十号)七十五頁下段後から三行目中「瑞穂市本田三ノ改田」は、「瑞穂市本田字三ノ改田」の誤り。

平成三十一年三月十五日発行

発行者  
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一号  
岐阜県庁

編集  
岐阜市三輪ふりとびあ十三  
岐阜文芸社